

WTO農業交渉等に関する意見書

WTO農業交渉は、来年3月末のモダリティー確立に向けて交渉は山場を迎えつつあり、我が国は「多様な農業の共存」を基本に、農業の多面的機能を含む貿易以外の関心事項の配慮を強く求めています。

一方、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは、すべての関税を25%以下に削減し、その後廃止することや輸入数量の大幅な拡大提案を行っていますが、貿易以外の関心事項への配慮を無視するとともに、さきのドーハ閣僚宣言の内容から逸脱しており、到底受け入れられるものではありません。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 「多様な農業の共存」という我が国提案の基本を達成できるよう、農業の多面的機能などの非貿易的関心事項が配慮されたモダリティーを確立すること。
- 2 アメリカやケアンズ諸国の提案を断固拒否するとともに、ミニマムアクセス輸入米の廃止に向けて最大限の努力を行い、最低でも輸入量の大幅削減を実施すること。また、関税については、品目ごとに柔軟性を確保できる削減方式とすること。
- 3 WTO農業交渉は、生産者だけの課題ではなく、国民的な課題であることから、理解促進のための対策を積極的に展開すること。
- 4 農林水産物については、品目ごとの事情を十分に検討し、国内関係品目に影響が生じないよう対応すること。
- 5 食料自給率の極端に低い現状や将来の食料需給に関する国民の懸念に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年12月20日

(提出先)内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣